

特殊詐欺等事件の検挙等に向けた金融機関との更なる連携について

令和6年6月6日

警察庁丁組二発第199号

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課長から

警視庁刑事部長、警視庁組織犯罪対策部長、各道府県警察本部長、

各方面本部長宛て

(概要)

各都道府県警察に対し、管内の金融機関に働き掛けを行い、これらの金融機関が特殊詐欺等の被害のおそれが高いと判断される取引を確認した場合の警察への迅速な通報を依頼するなど協力体制を構築し、金融機関と連携した特殊詐欺等対策を推進するよう示達したものである。